ＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか89団地）

入　札　説　明　書

１.入札説明書
２.入札内訳書（入札説明書　別紙様式１）
３.競争参加資格確認申請書（入札説明書　別紙様式２）
４.適合証明書（入札説明書　別紙様式３）
５.入札心得書（物品購入等）
６.入札書及び封筒（様式）

７.仕様書
８.単価契約書
９.覚書
10.外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項
11.外部電磁的媒体に係る取扱手順書（外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項　別添）
12.配布書類一覧
13.提出書類一覧

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社ＵＲコミュニティ横浜住まいセンター

独立行政法人都市再生機構横浜住まいセンターの調達契約に係る入札公告（令和元年９月 17 日付機構ホームページ掲載）に基づく入札については、関係法令及び入札心得書（物品購入等）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　発注者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
横浜住まいセンター
センター長　金子　定彦

２　調達内容

（１）　調達件名及び数量

ＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか 89 団地）
予定契約電力　　：仕様書による。
予定使用電力量　：仕様書による。

なお、ＵＲ賃貸住宅は、一部又は全部の用途廃止、所有者への返還、新規建設及び共用部照明のＬＥＤ化等の省エネ改修工事等により、供給場所及び使用電力量等が増減する場合がある。

（２）　調達案件の仕様等

仕様書による。

（３）　供給期間

令和２年３月の検針日から令和５年３月の検針日の前日まで

（４）　供給場所

仕様書による。

（５）　入札方法

イ　入札金額は、各者において設定する契約電力等に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、あらかじめ当社が別途提示する各契約における月ごとの予定契約電力等及び予定使用電力量に基づき算出した各契約の対価の総価を入札金額とする。なお、入札書には、別紙様式１による入札価格の内訳を添付し、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。この場合において、燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。また、入札書と内訳書に記載された金額が相違する場合には無効とする。

別紙様式１については、６（１）の競争参加資格の確認通知の際に、競争参加資格を有する者に対して様式のデータを送付するので、これを用いて作成し、入札書とともに、書面及びデータＣＤ・ＤＶＤを提出すること。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ハ　上記イの入札書及び内訳書の提出方法は以下のとおりとする。

二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々、入札心得書のとおり必要事項を記載し、封かんすること。中封筒には、入札書のみを入れ、表封筒には、次の（１）～（３）を入れること。

（１）入札書在中の中封筒

（２）別紙様式１　内訳書（書面）

（３）別紙様式１　内訳書（データＣＤ・ＤＶＤ）

（注）上記に示した方法以外での入札書は一切受付けない。

３　競争参加資格

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

（２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)

（３）平成 31・32 年度（令和元・２年度）独立行政法人都市再生機構東日本地区における物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

※「全省庁統一資格」は、独立行政法人都市再生機構の競争参加資格とは何ら関係ないため、注意されたい。

（４）競争参加資格確認申請書（別紙様式２　以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の通知を受けていないこと。

（５）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

（６）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（７）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第４項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の４月１日から開札日までの間に同法第 31 条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。

（８）二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー･節電に関する情報提供の取組に関し、別紙様式３「二酸化炭素排出係数､環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たしている者であること。

４　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、上記３に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、（２）に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記３（３)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、（１）及び（２）に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記３（１)、（２)及び(４)～(８)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、開札の時において上記３（３）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、競争参加資格がないと認められた者並びに期限までに申請書及び資料を提出しない者は、本入札に参加することができない。

（１）競争参加資格審査の申請

①　提出期間：令和元年９月 17 日（火）から令和元年 10 月 18 日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。）を除く毎日 10 時から 17 時まで（ただし、正午から 13 時までを除く）

②　提出場所及び問い合わせ先

〒163－1382
東京都新宿区西新宿 6-5-1　新宿アイランドタワー19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　　総務部経理課
電話　03-5323-3171

③　提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送による場合は、封筒左下に「物品購入等」と朱書きし、一般書留郵便で郵送すること。

（２）申請書及び資料の申請

①　提出期間

令和元年９月 17 日（火）から令和元年 10 月 18 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時から 17 時まで

②　提出場所及び問い合わせ先

〒　220－0004
神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8　エキニア横浜 7 階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ　横浜住まいセンター　お客様相談課
電話　045－312－1131　（音声ガイダンス４）

③　提出方法

持参又は一般書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は、内容を速やかに説明できる者の連絡先を同封し、封筒に「申請書在中」と朱書きした上で、提出期限必着のこと。また、事前に郵送により提出する旨を提出先に電話連絡すること。

５　本説明書及び仕様書に関する質問と回答

（１）　本説明書及び仕様書に関する質問は、「質問書」（任意様式）の提出をもって行う。

イ　提出期限　令和元年 11 月 22 日（金）　14 時

ロ　提出場所　上記４（２）②に同じ

ハ　提出方法　持参又は一般書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、封筒に「質問書在中」と朱書きし、提出期限必着のこと。電送によるものは受け付けない。

（２）　原則として質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間　令和元年 11 月 28 日（木）から令和元年 12 月６日（金）

ロ　閲覧場所　（１）ロに同じ。

６　競争参加資格の確認通知等

（１）　競争参加資格の確認通知

申請書及び資料を提出した者について審査を行い、本入札に参加する資格を有する者を選定し、その結果を令和元年 10 月 30 日（水）までに郵送により通知する。ただし、競争参加資格確認申請書提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に指名停止措置を受けた者は資格がないものとする。

また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。

なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を郵送により通知する。

（２）　苦情申立て

申請書等を提出した者のうち、（１）で競争参加資格がないと認められた者は、当社に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

イ　提出期限：令和元年 11 月 11 日（月）14 時

ロ　提出場所：

〒　220－0004

神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8　エキニア横浜 7 階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社ＵＲコミュニティ　横浜住まいセンター　お客様相談課

ハ　提出方法：提出場所へ持参すること。

当社は、説明を求められたときは、令和元年 11 月 20 日（水）までに書面により回答する。

ただし、一時的に苦情件数が集中する等合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとする。また、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

当社は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

7　入札手続き及び落札者の決定

入札書は、上記２(５)ハのとおりとし、入札書の提出期限までに持参又は同日同時刻必着での一般書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

（１）入札書の提出期限及び場所　令和元年 12 月５日（木）14 時

〒　220－0004

神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8　エキニア横浜７階

株式会社ＵＲコミュニティ　横浜住まいセンター　お客様相談課

(郵送の場合、一般書留郵便とし、同日同時刻必着のこと)

（２）開札の日時及び場所　令和元年 12 月９日（月）14 時

株式会社ＵＲコミュニティ横浜住まいセンター（６階会議室)

（３）入札方法は、上記２(５)による。

（４）開札時の立ち会いは任意とする。

（５）落札者がない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。

（６）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（７）落札者の決定方法について

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（８）本件業務は、入札に参加するものが関係法人１者であった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

8　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札保証金及び契約保証金

免除

10　入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得書（物品購入等）において示した条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記３に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

11　入札手続きにおける交渉の有無

無

12　契約書作成の要否

落札者は、速やかに当社との間で、別に定める「契約書」の締結及び「覚書」、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」の交換を行うものとする。

13　支払条件

毎月、検査後全箇所の一括払とし、電力使用量の算定は、直近の検針日を標準とする。なお、請求にあたり、供給場所ごとに料金の根拠を示した資料を添付すること。（仕様書別紙２参照）

14　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平22年12月7日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力がない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構ＯＢ）の人数、職名及び機構における最終職名

② 機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

(3) 提供いただく情報

① 契約締結日時点で在職している機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

15　その他

（１） 事業者切り替え手続きに必要な情報（供給地点特定番号等）については、落札者に対し、別途、通知する。

（２） 入札参加者は、入札心得書（物品購入等）を熟読し、入札心得を遵守すること。

（３） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４） 入札に必要な提出書類の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（５） 当社に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。

（６） 当社に提出された書類は返却しない。

（７） 当社に提出された書類の差換え及び再提出は認めない。

（８） 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

以　上

入札内訳書

別紙様式1

件名：UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか89団地）

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：　　印

代理人氏名：　　印

従量電灯B　合計　（税込）　①	円
従量電灯C　合計　（税込）　②	円
低圧電力　　合計　（税込）　③	円
合　計　（税込）　④＝①+②+③	円

【入札書 記載金額：(④*100/110)】→

合　計　（税抜）　⑤	**円**

別紙様式１

入札金額内訳書（従量電灯Ｂ）

【件名：ＵＲ賃貸住宅共用部等で使用する電力（左近山ほか89団地】　　提出者：

年月	基本料金			
	基本料金内訳			
	契約単位	総数 (a)	契約単位毎 基本料金 (b)	基本料金合計 ※小数点第3位以下切捨て (c=a×b)
令和2年4月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年5月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年6月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年7月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年8月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年9月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年10月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年11月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和2年12月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年1月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年2月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年3月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年4月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年5月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年6月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年7月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年8月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年9月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年10月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		

令和3年11月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和3年12月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年1月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年2月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年3月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年4月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年5月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年6月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年7月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年8月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年9月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年10月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年11月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和4年12月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和5年1月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和5年2月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
令和5年3月	30A	81		
	40A	18		
	50A	27		
	60A	31		
総計		5,652		

①基本料金総計

年月	従量料金			
	予定電力量(kWh) (d)		単価(円) (e)	従量料金(円) ※小数点第3位以下切捨て f=d×e
令和2年4月	120kWhまで	18,540		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,390		
	300kWhを超過	49,060		
令和2年5月	120kWhまで	18,570		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,050		
	300kWhを超過	44,360		
令和2年6月	120kWhまで	18,550		
	120kWhをこえ300kWhまで	21,990		
	300kWhを超過	41,310		

令和2年7月	120kWhまで	18,530		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,130		
	300kWhを超過	44,500		
令和2年8月	120kWhまで	18,600		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,500		
	300kWhを超過	47,040		
令和2年9月	120kWhまで	18,670		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,750		
	300kWhを超過	47,360		
令和2年10月	120kWhまで	18,670		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,780		
	300kWhを超過	51,900		
令和2年11月	120kWhまで	18,720		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,820		
	300kWhを超過	51,190		
令和2年12月	120kWhまで	18,720		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,600		
	300kWhを超過	55,950		
令和3年1月	120kWhまで	18,700		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,650		
	300kWhを超過	54,890		
令和3年2月	120kWhまで	18,620		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,640		
	300kWhを超過	44,400		
令和3年3月	120kWhまで	18,650		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,020		
	300kWhを超過	48,600		
令和3年4月	120kWhまで	18,540		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,390		
	300kWhを超過	49,060		
令和3年5月	120kWhまで	18,570		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,050		
	300kWhを超過	44,360		
令和3年6月	120kWhまで	18,550		
	120kWhをこえ300kWhまで	21,990		
	300kWhを超過	41,310		
令和3年7月	120kWhまで	18,530		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,130		
	300kWhを超過	44,500		
令和3年8月	120kWhまで	18,600		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,500		
	300kWhを超過	47,040		
令和3年9月	120kWhまで	18,670		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,750		
	300kWhを超過	47,360		
令和3年10月	120kWhまで	18,670		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,780		
	300kWhを超過	51,900		
令和3年11月	120kWhまで	18,720		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,820		
	300kWhを超過	51,190		
令和3年12月	120kWhまで	18,720		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,600		
	300kWhを超過	55,950		
令和4年1月	120kWhまで	18,700		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,650		
	300kWhを超過	54,890		
令和4年2月	120kWhまで	18,620		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,640		
	300kWhを超過	44,400		
令和4年3月	120kWhまで	18,650		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,020		
	300kWhを超過	48,600		
令和4年4月	120kWhまで	18,540		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,390		
	300kWhを超過	49,060		
令和4年5月	120kWhまで	18,570		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,050		
	300kWhを超過	44,360		

令和4年6月	120kWhまで	18,550		
	120kWhをこえ300kWhまで	21,990		
	300kWhを超過	41,310		
令和4年7月	120kWhまで	18,530		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,130		
	300kWhを超過	44,500		
令和4年8月	120kWhまで	18,600		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,500		
	300kWhを超過	47,040		
令和4年9月	120kWhまで	18,670		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,750		
	300kWhを超過	47,360		
令和4年10月	120kWhまで	18,670		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,780		
	300kWhを超過	51,900		
令和4年11月	120kWhまで	18,720		
	120kWhをこえ300kWhまで	22,820		
	300kWhを超過	51,190		
令和4年12月	120kWhまで	18,720		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,600		
	300kWhを超過	55,950		
令和5年1月	120kWhまで	18,700		
	120kWhをこえ300kWhまで	23,650		
	300kWhを超過	54,890		
令和5年2月	120kWhまで	18, 620		
	120kWhをこえ300kWhまで	22, 640		
	300kWhを超過	44, 400		
令和5年3月	120kWhまで	18, 650		
	120kWhをこえ300kWhまで	23, 020		
	300kWhを超過	48, 600		

②従量電灯総計

③税込金額合計（①+②）（小数点以下切捨て）

※料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる
※予定電力量の料金区分が記載内容と異なる場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。
※その他上記の様式では記載が難しい場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。

別紙様式1

入札金額内訳書（従量電灯Ｃ）

【件名：ＵＲ賃貸住宅共用部等で使用する電力（左近山ほか89団地】　　提出者：　株式会社〇〇〇〇〇〇

年月	基本料金			従量料金				合計(円) ※小数点以下切捨て
	契約容量（KVA）	単価（円/KVA・月）	基本料金（円） ※小数点第3位以下切捨て	予定電力量(kwh)		単価（円）	従量料金（円） ※小数点第3位以下切捨て	
	a	b	c=a×b	d		e	f=d×e	g=c+f
令和2年4月	3305			120kWhまで	26,475			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,260			
				300kWhを超過	312,360			
令和2年5月	3305			120kWhまで	26,930			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,660			
				300kWhを超過	306,170			
令和2年6月	3305			120kWhまで	26,840			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,970			
				300kWhを超過	291,140			
令和2年7月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,760			
				300kWhを超過	310,040			
令和2年8月	3305			120kWhまで	26,825			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,680			
				300kWhを超過	321,270			
令和2年9月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,230			
				300kWhを超過	315,360			
令和2年10月	3305			120kWhまで	26,855			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,950			
				300kWhを超過	326,120			
令和2年11月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,100			
				300kWhを超過	323,850			
令和2年12月	3305			120kWhまで	26,940			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,950			
				300kWhを超過	345,820			
令和3年1月	3305			120kWhまで	27,000			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,960			
				300kWhを超過	339,010			
令和3年2月	3305			120kWhまで	26,970			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,990			
				300kWhを超過	292,410			
令和3年3月	3305			120kWhまで	26,940			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,830			
				300kWhを超過	312,200			
令和3年4月	3305			120kWhまで	26475			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,260			
				300kWhを超過	312,360			
令和3年5月	3305			120kWhまで	26,930			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,660			
				300kWhを超過	306,170			
令和3年6月	3305			120kWhまで	26,840			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,970			
				300kWhを超過	291,140			
令和3年7月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,760			
				300kWhを超過	310,040			
令和3年8月	3305			120kWhまで	26,825			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,680			
				300kWhを超過	321,270			
令和3年9月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,230			
				300kWhを超過	315,360			
令和3年10月	3305			120kWhまで	26,855			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,950			
				300kWhを超過	326,120			
令和3年11月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,100			
				300kWhを超過	323,850			
令和3年12月	3305			120kWhまで	26,940			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,950			
				300kWhを超過	345,820			
令和4年1月	3305			120kWhまで	27,000			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,960			
				300kWhを超過	339,010			
令和4年2月	3305			120kWhまで	26,970			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,990			
				300kWhを超過	292,410			
令和4年3月	3305			120kWhまで	26,940			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,830			
				300kWhを超過	312,200			
令和4年4月	3305			120kWhまで	26,475			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,260			
				300kWhを超過	312,360			
令和4年5月	3305			120kWhまで	26,930			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,660			
				300kWhを超過	306,170			
令和4年6月	3305			120kWhまで	26,840			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,970			
				300kWhを超過	291,140			
令和4年7月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,760			
				300kWhを超過	310,040			
令和4年8月	3305			120kWhまで	26,825			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,680			
				300kWhを超過	321,270			
令和4年9月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,230			
				300kWhを超過	315,360			
令和4年10月	3305			120kWhまで	26,855			
				120kWhをこえ300kWhまで	37,950			
				300kWhを超過	326,120			
令和4年11月	3305			120kWhまで	26,950			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,100			
				300kWhを超過	323,850			
令和4年12月	3305			120kWhまで	26,940			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,950			
				300kWhを超過	345,820			
令和5年1月	3305			120kWhまで	27,000			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,960			
				300kWhを超過	339,010			
令和5年2月	3305			120kWhまで	26,970			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,990			
				300kWhを超過	292,410			
令和5年3月	3305			120kWhまで	26,940			
				120kWhをこえ300kWhまで	38,830			
				300kWhを超過	312,200			
総計								

※料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる
※予定電力量の料金区分が記載内容と異なる場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。
※その他上記の様式では記載が難しい場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。

別紙様式1

入札金額内訳書（低圧電力）

【件名：ＵＲ賃貸住宅共用部等で使用する電力（左近山ほか89団地】　　提出者：　株式会社〇〇〇〇〇〇

年　月	基本料金				従量料金			合計
	契約電力 (kW)	単価 (円／kW)	力率 (%)	基本料金 (円)	予定使用電力量 (kWh)	単価 (円／kWh)	従量料金 (円)	(円)
	a	b	c	d＝a×b×(185－c)／100	e	f	g＝e×f	h＝d＋g
令和2年 4月	5,392		85		220,470			
令和2年 5月	5,392		85		222,550			
令和2年 6月	5,392		85		217,410			
令和2年 7月	5,392		85		227,800			
令和2年 8月	5,392		85		223,490			
令和2年 9月	5,392		85		214,730			
令和2年 10月	5,392		85		221,100			
令和2年 11月	5,392		85		215,300			
令和2年 12月	5,392		85		227,310			
令和3年1月	5,392		85		226,500			
令和3年2月	5,392		85		205,410			
令和3年3月	5,392		85		225,390			
令和3年4月	5,392		85		220,470			
令和3年5月	5,392		85		222,550			
令和3年6月	5,392		85		217,410			
令和3年7月	5,392		85		227,800			
令和3年8月	5,392		85		223,490			
令和3年9月	5,392		85		214,730			
令和3年10月	5,392		85		221,100			
令和3年11月	5,392		85		215,300			
令和3年12月	5,392		85		227,310			
令和4年1月	5,392		85		226,500			
令和4年2月	5,392		85		205,410			
令和4年3月	5,392		85		225,390			
令和4年4月	5,392		85		220,470			
令和4年5月	5,392		85		222,550			
令和4年6月	5,392		85		217,410			
令和4年7月	5,392		85		227,800			
令和4年8月	5,392		85		223,490			
令和4年9月	5,392		85		214,730			
令和4年10月	5,392		85		221,100			
令和4年11月	5,392		85		215,300			
令和4年12月	5,392		85		227,310			
令和5年1月	5,392		85		226,500			
令和5年2月	5,392		85		205,410			
令和5年3月	5,392		85		225,390			
年　計					7,942,380			

注１：基本料金単価（ｂ）及び従量料金単価（ｆ），消費税込みの額とする。
注２：基本料金単価（ｂ）及び従量料金単価（ｆ），小数点以下を含むことができる。
注３：基本料金（ｄ）及び従量料金（ｇ），計算後，掛け放しとする。
注４：各月の合計（ｈ）については，円未満切り捨てとする。
注５：入札金額算定においては，燃料費調整，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
注６：入札金額算定においては，力率（ｃ）は85%とする。
注7：基本料金における割引・割増がある場合は列を追加する
注8：従量料金における料金単価が2種類以上ある場合は列を追加する
注9：その他上記の様式では記載が難しい場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。

別紙様式２

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
横浜住まいセンター
センター長　　金子　定彦　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和元年９月 17 日付で公示のありましたＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか 89 団地） で使用する従量電灯及び低圧電力に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加認定通知書の写し
２　小売電気事業者の届出が確認できる資料の写し
３　適合証明書　　：別紙様式３（添付資料を含む。）

※１については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

別紙様式３

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

住　所　　○○県○○市○○
会社名　　○○株式会社
代表者氏名　○○　○○　㊞

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　平成 29 年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点数
①	平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　　目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）		

	項　　目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数	

注１）１の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。
注２）１の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注３）１の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

≪上記例は、把握できる最新の状況が平成 29 年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。≫
≪二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の３要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。≫

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1．条件

（1）①平成 29 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の 5 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

※以下表のうち各エリアの送配電事業者管内の表を選択してください。

■北海道電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
① 平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg―CO2/kWh）	0.000 以上　0.550 未満	７０
	0.550 以上　0.575 未満	６５
	0.575 以上　0.600 未満	６０
	0.600 以上　0.625 未満	５５
	0.625 以上　0.650 未満	５０
	0.650 以上　0.675 未満	４５
	0.675 以上　0.700 未満	４０
	0.700 以上　0.725 未満	３５
	0.725 以上　0.750 未満	３０
	0.750 以上　0.775 未満	２５
	0.775 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■東京電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）	0.000 以上　0.425 未満	７０
	0.425 以上　0.450 未満	６５

（単位：kg―CO2/kWh）	0.450 以上　0.475 未満	６０
	0.475 以上　0.500 未満	５５
	0.500 以上　0.525 未満	５０
	0.525 以上　0.550 未満	４５
	0.550 以上　0.575 未満	４０
	0.575 以上　0.600 未満	３５
	0.600 以上　0.625 未満	３０
	0.625 以上　0.650 未満	２５
	0.650 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■中部電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg―CO2/kWh）	0.000 以上　0.425 未満	７０
	0.425 以上　0.450 未満	６５
	0.450 以上　0.475 未満	６０
	0.475 以上　0.500 未満	５５
	0.500 以上　0.525 未満	５０
	0.525 以上　0.550 未満	４５
	0.550 以上　0.575 未満	４０
	0.575 以上　0.600 未満	３５
	0.600 以上　0.625 未満	３０
	0.625 以上　0.650 未満	２５
	0.650 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	5
	活用していない	0

④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	５
	活用しない	０
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

■関西電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg―CO2/kWh）	0.000 以上　0.425 未満	７０
	0.425 以上　0.450 未満	６５
	0.450 以上　0.475 未満	６０
	0.475 以上　0.500 未満	５５
	0.500 以上　0.525 未満	５０
	0.525 以上　0.550 未満	４５
	0.550 以上　0.575 未満	４０
	0.575 以上　0.600 未満	３５
	0.600 以上　0.625 未満	３０
	0.625 以上　0.650 未満	２５
	0.650 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	５
	活用していない	０
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	５
	活用していない	０
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	５
	活用しない	０
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

■中国電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg―CO2/kWh）	0.000 以上　0.575 未満	７０
	0.575 以上　0.600 未満	６５
	0.600 以上　0.625 未満	６０
	0.625 以上　0.650 未満	５５
	0.650 以上　0.675 未満	５０
	0.675 以上　0.700 未満	４５
	0.700 以上　0.725 未満	４０
	0.725 以上　0.750 未満	３５

	0.750 以上　0.775 未満	３０
	0.775 以上　0.800 未満	２５
	0.800 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■四国電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg―CO2/kWh）	0.000 以上　0.525 未満	７０
	0.525 以上　0.550 未満	６５
	0.550 以上　0.575 未満	６０
	0.575 以上　0.600 未満	５５
	0.600 以上　0.625 未満	５０
	0.625 以上　0.650 未満	４５
	0.650 以上　0.675 未満	４０
	0.675 以上　0.700 未満	３５
	0.700 以上　0.725 未満	３０
	0.725 以上　0.750 未満	２５
	0.750 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

■九州電力管内の場合

要　　素	区　　分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg―CO2/kWh）	0.000 以上　0.425 未満	７０
	0.425 以上　0.450 未満	６５
	0.450 以上　0.475 未満	６０
	0.475 以上　0.500 未満	５５
	0.500 以上　0.525 未満	５０
	0.525 以上　0.550 未満	４５
	0.550 以上　0.575 未満	４０
	0.575 以上　0.600 未満	３５
	0.600 以上　0.625 未満	３０
	0.625 以上　0.650 未満	２５
	0.650 以上	２０
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超 0.675％未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00％以上	２０
	3.00％以上 5.00％未満	１５
	1.50％以上 3.00％未満	１０
	0％超 1.50％未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0％	１０
	2.5％	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。
※一般財団法人日本品質保証機構地球環境事業部グリーンエネルギー認証室（平成.30 年 3 月 31 日以前においては、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

（２）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得たものが落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を当機構に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

２．添付書類等

・　入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１（１）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

３．契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間の 36 ヶ月についても、１（１）の表による評点の合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（２）１（１）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１（１）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

（表）「各用語の定義」

①	平成 29 年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 29 年度の二酸化炭素排出係数。
②	平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況 未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 29 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を、平成 29 年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成 29 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃料時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

	３．平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 ４．平成 29 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
③	平成 29 年度の再生エネルギーの導入状況
	再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定式によるもの。 （算定方式） 平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）＝ $\frac{①+②}{③} \times 100$ ①　平成 29 年度自社施設で発生した再生可能エネルギーの利用量（送電端（kWh）） ②　平成 29 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ③　平成 29 年度の供給電力量（需要端（kWh）） １.再生可能エネルギーとは､FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 ２.平成 29 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②）には他電気事業者への販売分は含まない。 ３.平成 29 年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。 具体的な内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス （リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価する者であり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ（以下「当社」という。）が締結するＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか89団地）の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　競争入札について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

３　入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札日時を記載し、提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書は、提出期限までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札書には、総額を記載すること。

なお、根拠資料として、入札価格の内訳を添付し、力率割引及び割増、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

８　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

９　入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札金額と入札根拠資料等の金額が一致しないとき。

五　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

六　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

七　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

八　明らかに連合によると認められるとき。
九　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
十　前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、入札説明書に示した場所及び日時に、入札者またはその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（ 再度の入札）

第９条　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

２ 前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札不調時の取扱い）

第11条　開札の結果、落札者がない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。

（入札参加者等の制限）

第12条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札等に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
三　落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
七　落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者
八　不誠実な入札をなしたと認められた者

（契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項を提出しないときは当該落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第14条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

入札書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也

ただし、ＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか89団地）

入札心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

代理人氏名　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ横浜住まいセンター
センター長　金子　定彦　殿

入札書には、入札説明書の別紙様式１による入札価格の内訳を入札説明書２（５）のとおり添付し、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

（封筒見本）

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
横浜住まいセンター
センター長　金子　定彦　殿
（ＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか８９団地）入札書）

裏

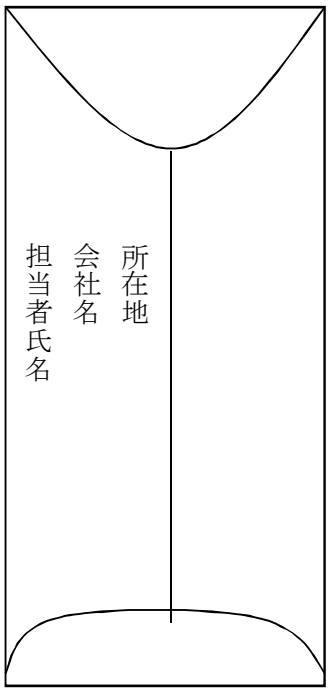

使用印鑑届及び委任状（様式）

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ横浜住まいセンター
センター長　金子　定彦　殿

使　用　印　鑑　届

使用印

実 印

上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号または名称

代　表　者　名　　印

添付書類

・印鑑証明書（原本・１通）

委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ横浜住まいセンターの発注する「ＵＲ賃貸住宅共用部分等で使用する電気（左近山団地ほか 89 団地）」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ横浜住まいセンター
センター長　金子　定彦　殿

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一　代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上